

令和8年度版 人権教育研修資料

なくそう差別 築こう明るい社会

性の多様性への理解を深める
～わたしが わたしであるために～



※ このイラストは、Microsoft Copilot を利用して生成しました。

鹿児島県教育委員会

はじめに

近年、「LGBT」という言葉の認知が進み、性的指向・性自認が多様であることへの社会的関心は高まっています。令和5（2023）年には、「**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律**」いわゆる「**LGBT理解増進法**」が制定されました。

学校に、偏見や差別を恐れ、本当の自分を出せずに生活している子どもはいないでしょうか。性的指向・性自認を理由とする不当な差別は、いじめや不登校との関連が強く、当事者の自殺念慮の割合も高いことが指摘されています。文部科学省は、平成28（2016）年に発行した「性同一性障害*や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」のパンフレットの中で、教職員の適切な理解を促進することが必要であるとしています。

このような状況を踏まえ、性的指向・性自認についての理解を促進し、多様性を認め合う人権教育をより一層進めていくことが必要であると考え、本課が作成した平成31年度版「仲間づくり～性的マイノリティへの正しい理解と認識を深めるために～」を見直し、リニューアルして令和8年度版人権教育研修資料を作成することとしました。

子どもたちが安心して過ごすことができる学級・学校づくりに向けて、校内研修等での積極的な活用をお願いします。

目次

○ はじめに・目次	1
○ 性的指向・性自認の多様性をめぐる動向	2
○ 性的指向・性自認に悩みや不安のある子どもたちの現状	3
○ 本資料の構成	4
PART 1 性の多様性をめぐる社会の動き	5
1 国際社会の主な動き	5
2 国内の主な動き	6
3 本県の主な動き	10
PART 2 性の多様性の理解	13
1 私たち一人一人のセクシュアリティを構成している要素	13
2 私たちは誰もが「多様な性」の当事者	13
3 カミングアウトとアウティング	15
特集 より理解を深めるために～児島さんへのインタビュー～	19
PART 3 性の多様性を尊重した学校づくり	20
1 子どもたちと共に学ぶ	20
2 学校の「当たり前」を見直そう	20
3 きめ細かな支援に向けて	22
4 カミングアウトを支える学級、学校づくり	27
5 学校外の支援	28
6 まずは、私たち教職員自身から	29
PART 4 発達の段階に応じた授業実践例	30

* 「性同一性障害」という言葉は使われなくなりつつあります。現在は「トランスジェンダー」や「性別不合」、「性別違和」という言葉を使うことが多くなっています。
「性別不合」については、p.18の【コラム】を御覧ください。

性的指向・性自認の多様性をめぐる動向



【国連総会】

「世界人権宣言」(1948年)

世界平和実現のため、世界各国が協力して人権を守る努力をしなければという決意

「児童の権利に関する条約」
(通称「子どもの権利条約」)採択
(1989年)

「人権と性的指向と性自認に関する
声明」
(2008年)

【国内の動き】(p. 6)

「性同一性障害*者の性別の取扱いの特例に関する法律」(平成16年)

地方自治体におけるパートナーシップ
制度の創設(平成27年から)

[p. 9へ]

「自殺総合対策大綱」(平成29年)

「労働施策総合推進法」改正(令和2年)

「こども基本法」(令和5年)

- 子どもを権利の主体者として定めた日本で初めての法律
- 「子どもの権利条約」の4原則を踏まえた六つの基本理念を記載

[p. 22へ]

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」

(LGBT理解増進法)(令和5年)

[p. 7へ]

「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」(令和7年)

【学校をめぐる状況の変化】

人権教育の指導方法等の在り方について
[第三次とりまとめ](平成20年)

「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底」(平成22年)

- 初めて「性同一性障害*のある児童生徒」に対する支援を要請

「性同一性障害*に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

(平成27年)

- 性的指向・性自認に係る児童生徒に対する具体的な配慮事項を記載

「いじめの防止等のための基本的な方針」
改定(平成29年)

- 性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ防止等について追記

「生徒指導提要」改訂(令和4年)

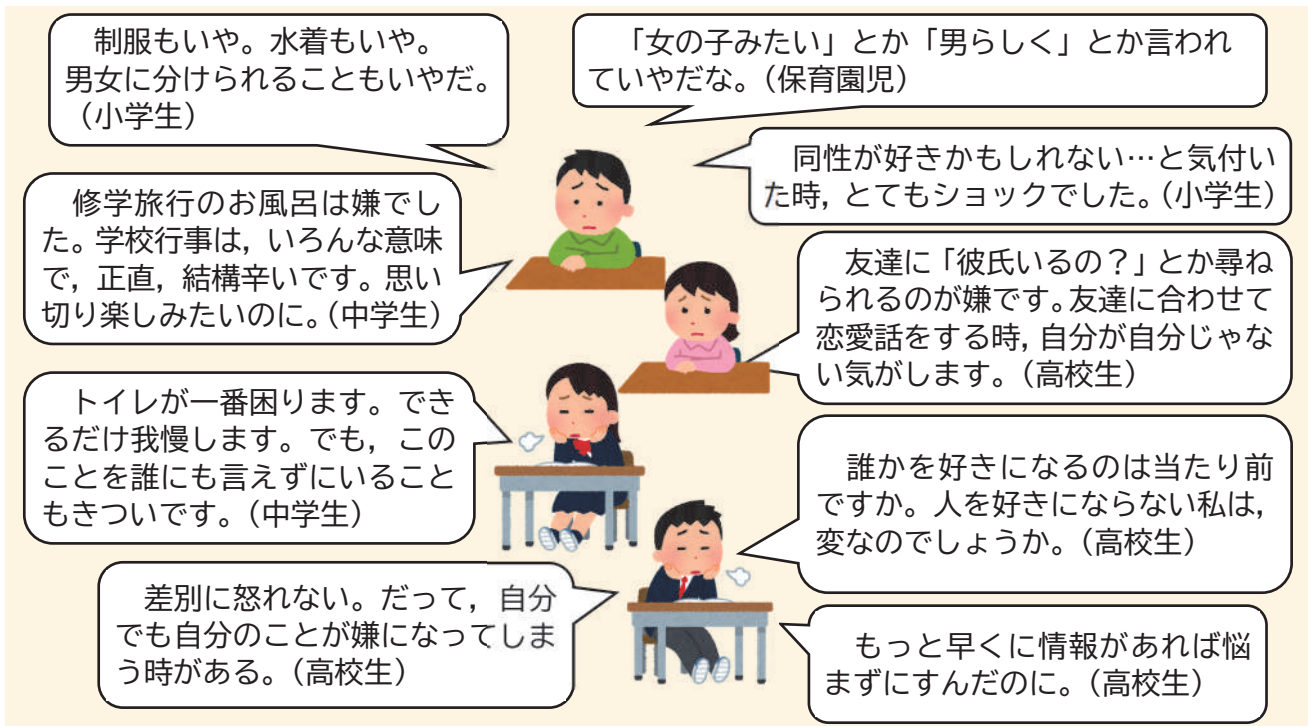
- 「児童の権利に関する条約」の理解や「性的マイノリティ」とされる児童生徒への対応について明記

[p. 27へ]

人権教育の指導方法等の在り方について
[第三次とりまとめ]の補足資料

- 令和6年に、LGBT理解増進法の制定に関する内容が追記

性的指向・性自認に 悩みや不安のある子どもたちの現状

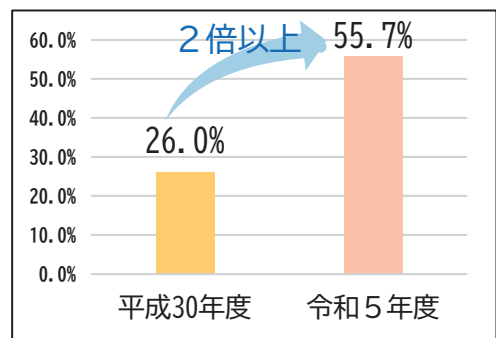


性的指向・性自認に悩みや不安のある子どもたちは、日々、様々な困りごとに直面し、生きづらさを抱えています。特に、「見た目の男性、女性」で区別される場面が多い学校生活の中では、このような子どもたち一人一人の声が学校に届くことは難しい現状です。

周囲との違いに気付いた子どもたちが、自分自身を肯定的に受け止めることや、誰かに相談しようと思えるかどうかは、子どもたちが育つ家庭や学校の環境が大きく左右します。思いを表現できない子どもたち、苦悩の中で孤立している子どもたちがいることを前提にして、学校の環境を全ての子どもたちにとって安心して過ごせる場所に整えていくことが大切です。その上で、一人一人のケースに応じた丁寧な個別の対応をしていくことが求められます。

令和5年度に実施した教職員の意識調査において、特に力を入れて取り組みたいと考える人権課題を、「性的指向・性自認」と選択した割合は55.7%でした。前回調査から2倍以上増えており、教職員の学校における対応の必要性が高まっていることが伺えます。

私たち教職員は、性的指向・性自認に関する社会や学校の課題を捉え直し、全ての人たちにとって安心できる人権尊重の社会づくりに向けて、子どもたちと一緒に考え、課題解決を図っていく必要があります。



「人権同和教育に関する教職員の意識調査」
取り組みたい人権課題で、「性的指向・性自認」を選択した割合

まずは、子どもたちの声から学校の課題をつかみ、全職員で**性的指向・性自認について正しく認識し、理解を深め、子どもたちが「わたしは わたしである」と表明でき、安心して過ごすことができる学校づくり**を進めていきましょう。

本資料の構成

PART 1

性の多様性をめぐる社会の動き

日本国内でも「LGBTQ+」という言葉の認知が進んでいます。

今日に至るまで、性の多様性をめぐる社会はどのように移り変わってきたのでしょうか。

p. 5～12

PART 2

性の多様性の理解

性的指向・性自認に悩み、本当の自分を出せずに生活している子どもたちはいないでしょうか。

LGBTQ+をはじめ、性の多様性への理解を深めましょう。

p. 13～18

特集

より理解を深めるために

～ 児島さんへのインタビュー ～

p. 19

PART 3

性の多様性を尊重した 学校づくり

性的指向・性自認に悩みを抱える子どもたちが、「わたしは わたしである」と表明でき、安心して過ごすことができる学校づくりについて考えてみましょう。

p. 20～29



PART 4

発達の段階に応じた授業実践例

学校においては、子どもたちが、性的指向・性自認について理解を深めていく必要があります。

発達の段階に応じた授業を教育課程に位置付け、実践しましょう。

p. 30



1 国際社会の主な動き

国際連合（国連）は、性的指向・性自認に関わらず全ての人々の人権が尊重されるよう、様々な枠組みを設けて人権の保障に取り組んできました。

2000年代に入ると、LGBTQ+の人々の人権保護を強化するための法律を制定する国が増えています。

世界人権宣言

国連第3回総会において採択され、第2条には「全て人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、この宣言に掲げる全ての権利と自由とを享有することができる。」と明記されています。

1948年
(昭和23年)**ジョグジャカルタ原則**

国連人権機関等の専門家によりつくられた国際文書。人権諸条約に掲げられる権利は普遍的であり、それらの規定が性的指向や性自認についてもそのまま適用できることを示しています。国連や各国における政策の指針や参考とされています。

2006年
(平成18年)2008年
(平成20年)**人権と性的指向と性自認に関する声明**

世界人権宣言60周年を記念して66か国が共同で国連総会に提出した声明で、日本政府も賛同しています。性的指向や性自認による差別を行わない原則を確認し、全ての人への人権の促進と保護を訴えています。

2011年
(平成23年)2015年
(平成27年)**「人権、性的指向および性自認」決議**

国連人権理事会により採択された性的指向と性自認に基づく人権侵害に明確に焦点を当てた決議。国際機関として初めて性的指向及び性自認を人権課題として位置付けました。

2016年
(平成28年)**SDGs：持続可能な開発目標**

国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる17のゴールと169のターゲットから成る国際目標。

当時の国連事務総長は、「LGBTの人々は、『誰も置き去りにしない』というSDGsの全体目標の対象に含まれている。」と発言しています。

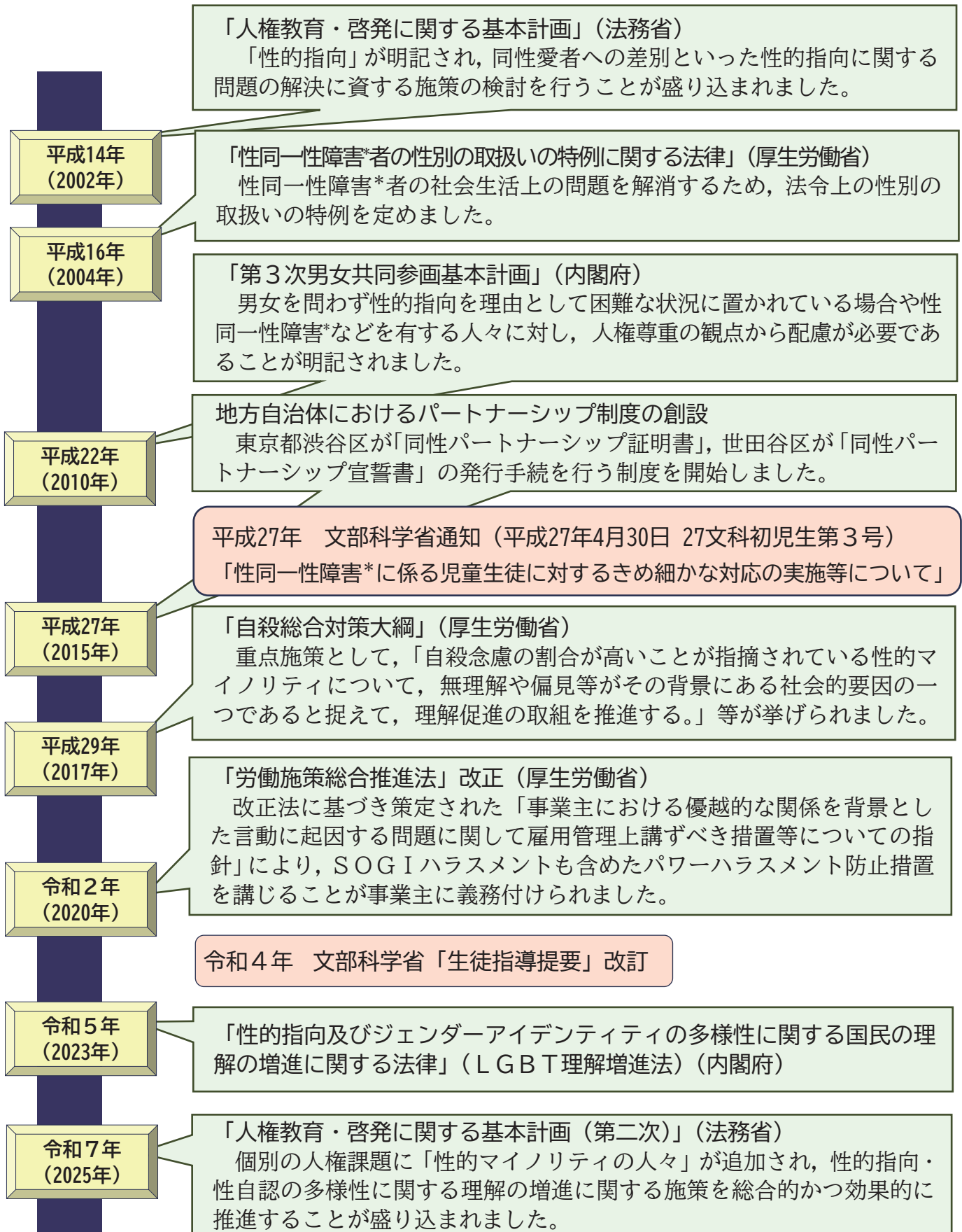
「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」に関する決議

国連人権理事会により採択された決議。性的指向と性自認を理由とする暴力と差別への認識を促し、被害者の保護に向けたアドバイスを提供するなど役割を担う独立専門家の任命等について定めています。

2 国内の主な動き

(1) 法整備等

世界の動きに併せて、日本でも現行法等の改正・改定等、法整備がなされるとともに、LGBTQ+の人々の人権保障に関する様々な取組が行われています。



(2) 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(以下、「LGBT理解増進法」という。)について

この法律は、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解が進んでいないことによって、生きづらさを感じている人たちがいる現状を踏まえ、全ての国民が、多様な性の在り方を自然に受け入れられるような共生社会の実現を後押しするために制定されました。

「LGBT理解増進法」に関するQ&A

Q1 この法律が目指す社会はどのような社会ですか。



A1 特定の性的指向・性自認を理解することに留まらず、マイノリティもマジョリティも含めた全ての人が、互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を過ごすことができるような社会の実現を目指しています。

Q2 この法律で何が変わるのですか。



A2 この法律は、いわゆる理念法であり、国民一人一人の行動を制限したり、特定の誰かに新しい権利を与えたりするようなものではありません。一方で、国や地方公共団体は、理解増進に関する施策を策定・実施すること、事業主等については、理解増進に努めることが謳われています。

Q3 学校ではどのような取組が求められますか。



A3 学校では、子どもたちの理解を深めていくための教育や啓発、さらに、教育環境に関する相談体制の整備やその他必要な対応が求められています。子どもたちに対しての具体的な取組については、PART3「性の多様性を尊重した学校づくり」を参考にしてください。

「LGBT理解増進法」の内容

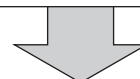
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

「LGBT理解増進法」(令和5年6月23日施行)

第一条(目的)	第七条(施策の実施の状況の公表)
第二条(定義)	第八条(基本計画)
第三条(基本理念)	第九条(学術研究等)
第四条(国の役割)	第十条(知識の着実な普及等)
第五条(地方公共団体の役割)	第十一条(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)
第六条(事業主等の努力)	第十二条(措置の実施等に当たっての留意)

第6条第2項及び第10条第3項には、学校の設置者及び学校は、家庭及び地域住民やその他の関係者の協力を得ながら次のことに努めることとなっています。

- 教育又は啓発
- 教育環境の整備
- 相談の機会の確保



児童生徒の理解の増進

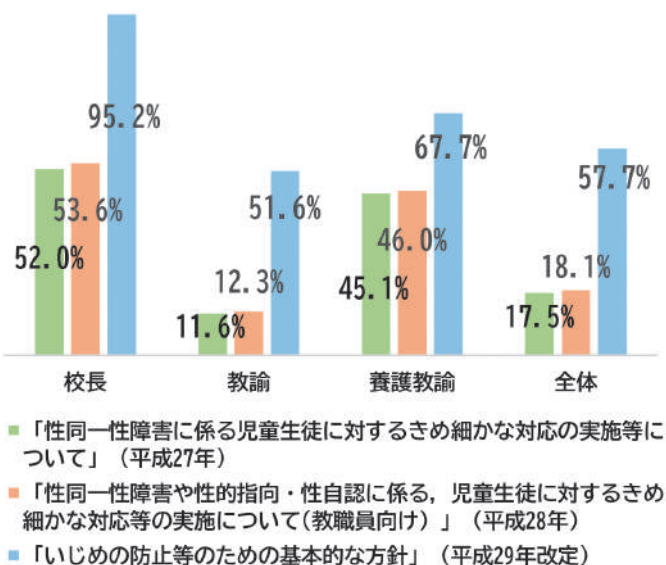
【コラム】 文部科学省からの通知文書を知っていますか？

いじめ防止等に関する文書は、多くの教職員に読まれている一方で、文部科学省が平成27・28年に発出した性的指向・性自認に関する通知文書等は、教職員の間で十分に読まれていないという実態が明らかになりました。

LGBTQ+の子どもたちは、いじめ被害のみならず、不登校や自傷行為の経験率が極めて高率である現在、子どもの命を守るために、性的指向・性自認の理解が不可欠です。

校内研修等で、通知文書を改めて確認し、多様性を尊重する学校づくりを進めましょう。

文部科学省からの通知文書等を読んだことがあるか



日高 庸晴 (宝塚大学) 子どもの“人生を変える”先生の言葉があります 2021 を基に作成

【コラム】 「ジェンダーニュートラル」ってどういうこと？

ジェンダーニュートラルとは、gender(性別)とneutral(中立)の2語から成り立つ言葉で、言葉のとおり男女の性差にとらわれない中立的な考え方のことを指します。

社会には、性別役割分担意識が幅広く存在しています。このような意識が、LGBTQ+だけでなく男性・女性自身にとっても、疎外感や生きづらさを感じる原因となってきました。ジェンダーニュートラルの考え方は、こうした性差の偏りをなくし、あらゆる人々が自分らしく生きられる社会を目指しています。

職業名

以前は女性に向いている職業とされ、女性をイメージする職業名が変わりました。



看護婦 → 看護師



保母 → 保育士



スチュワーデス
→ 客室乗務員
キャビンアテンダント
(CA)

ファッション

自分らしさの表現手段であるファッションにおいても、ジェンダーニュートラルが進んでいます。



男女兼用のユニセクスのデザイン

おもちゃ

性別に関係なく遊ぶことができるおもちゃも多く登場しています。

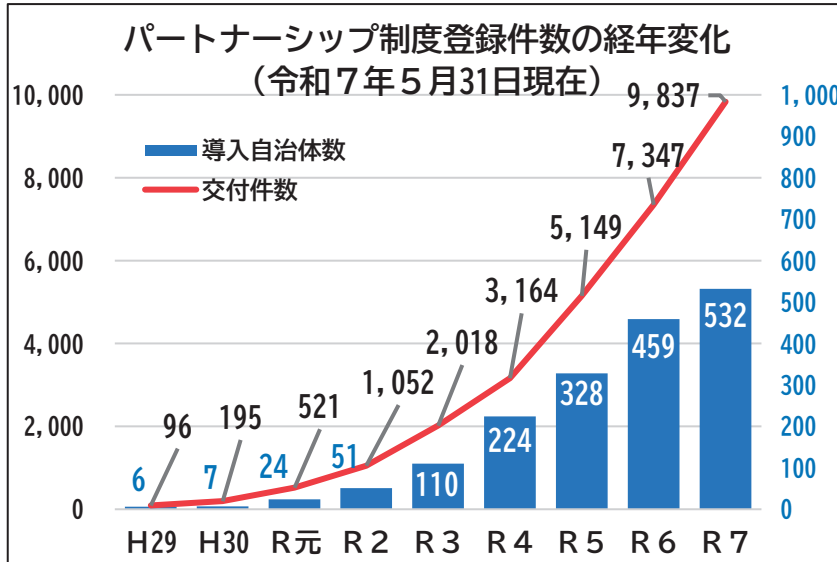


性別に関係なく遊ぶことができる人形や、ブルーやグレーを基調としたままごと用品など

(3) 国内で広がる「パートナーシップ制度」

性の在り方や家族の形に対する価値観が大きく変化する中、全国の自治体で導入が進んでいるのが「パートナーシップ制度」です。

これは、同性のカップル等が、互いを「人生のパートナー」として公的に認めもらう仕組みで、婚姻制度と同じ法律上の効果はもたないものの、自治体が証明書などを交付し、生活上の困りごと（病院での付き添い、住宅契約など）を少しでも減らすことを目的としています。



平成27年4月、東京都渋谷区が、日本で初めて同性カップルに対して「結婚に相当する関係」を認める証明書を発行する条例を施行したことをきっかけに、LGBTQ+に配慮し、権利を積極的に認める動きが自治体や企業に広まっています。



(c)渋谷区・認定NPO法人 虹色ダイバーシティ 2025
のデータを基に作成



鹿児島県では、令和8年1月現在、10市がパートナーシップ制度を導入しています。制度が広がる背景には、「誰もが自分らしく生き、愛する人と共に暮らせる社会を」という願いがあります。それは、特定の人だけの問題ではなく、一人一人の生き方、人権をどう尊重していくかという点で、とても重要なテーマです。

【コラム】 レインボーに込められた思い

レインボーカラーは、性の多様性を象徴する色であり、性的マイノリティのシンボルカラーとして、広く認識されています。

また、レインボーフラッグは、1978（昭和53）年にアメリカで考案され、性的マイノリティの尊厳と社会運動を象徴する旗として、世界中で使われています。



写真提供：
レインボーポート向日葵

令和7年10月、鹿児島で初めて「かごしまレインボープライド」が開催されました。レインボープライドとは、性的指向や性自認に関わらず全ての人々が尊重され、安心して生きられる社会を目指す市民参加型のイベントです。LGBTQ+当事者や支援者が集い、社会にある偏見や差別をなくすための理解促進を目的として開催されました。

参加者が互いの存在を肯定し合い、「自分らしく生きること」を表現する姿は、多様性を尊重する社会づくりの重要性を地域に発信することにつながっています。

【コラム】 「アライ」という言葉を知っていますか？

「アライ (Ally)」は、もともと英語で「同盟者」「味方」「仲間」という意味をもつ単語で、LGBTQ+を理解し、当事者と共に生きようとする人のことを言います。学校では、私たち教職員の小さな行動の積み重ねが子どもを守ることに繋がります。また、学校全体で取り組むことで、子どもだけでなく教職員も安心できる環境が生まれます。

アライとしてできること

- 知る
 - ・ 当事者や専門家から知識を得る。
 - ・ 資料・書籍などから認識を深める。
- 表明する
 - ・ レインボーグッズを身に付ける。
 - ・ アライであることを宣言する。
- 行動する
 - ・ L G B T Q + 当事者を傷つけないよう、適切な表現に心がける。
 - ・ 差別的な言動に同調しない。
 - ・ 性別を特定しない言葉を使う。(例：彼女・彼氏 → 恋人・パートナー)
 - ・ 他の人の L G B T Q + に対する誤解や、からかうような言動を指摘する。
 - ・ パレード等のイベントに参加する。
 - ・ 制服や体操服等の改善や話し合いを提案する。



南大隅町立第一佐多中学校のアライ宣言



第一佐多中学校では、全ての生徒が自他を大切にできる学校を目指し、生徒が性の多様性を学ぶ機会を意図的・計画的に設定しました。

令和2年度、性に関する授業を通して、生徒・教職員一人一人が、今後どう行動していくことが大切かを考え、「学校アライ宣言」を行いました。

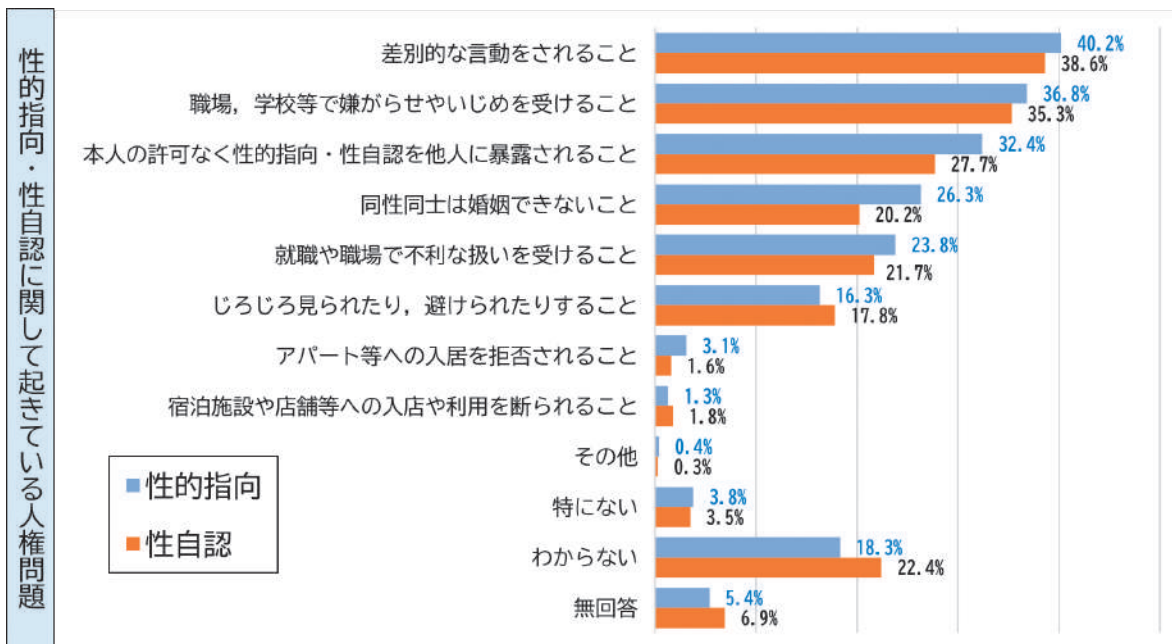
現在も、差別のない学校づくりに向けて思いを広げ、アライ宣言をはじめ様々な人権宣言を行っています。

3 本県の主な動き

(1) 「人権についての県民意識調査」から

令和5年度に実施した「人権についての県民意識調査」において、「性的指向・性自認に関してどのような人権問題が起きていると思いますか。」という質問に対し、「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」、「本人の許可なく性的指向・性自認を他人に暴露されること」と回答した割合が上位を占めています。このことから、多くの県民が性的指向・性自認に関する人権問題が起きていることを認識していることが分かります。一方で、「特にない」「わからない」、無回答など、性的指向・性自認が身近な人権課題になっていない県民も一定数いる状況です。

学校はこのような現状を踏まえ、LGBT理解増進法に示されているように、家庭及び地域住民やその他の関係者の協力を得ながら、教育や啓発活動を進め、理解増進を図っていく必要があります。



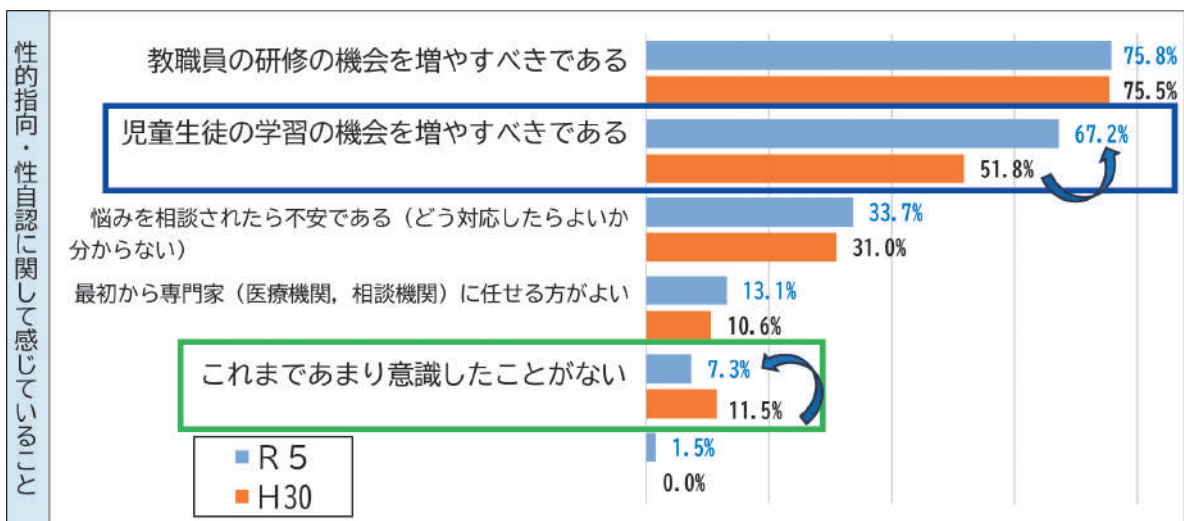
「人権についての県民意識調査」(R5) から

(2) 「人権同和教育に関する教職員の意識調査」から

令和5年度に県内の教職員を対象として実施した「人権同和教育に関する教職員の意識調査」において、「性的指向・性自認に関して感じていること」を尋ねた質問に対して、「児童生徒の学習の機会を増やすべきである」との回答は、前回調査から15.4ポイント上昇し、67.2%でした。また、「これまであまり意識したことがない」と回答した割合は前回調査から4.2ポイント減少しました。

このことから、教職員の意識の高まりとともに、性的指向・性自認が学校の中で日常的に向き合うべき課題として認識されるようになってきていると考えられます。また、学びの機会については、教職員はもちろんのこと、子どもたちの学習機会を求める声が高くなっていることが伺えます。

今後は、教職員の研修を充実させながら、子どもたちが性的指向・性自認について学ぶ機会を確保できるよう、具体的な取組が必要になってきます。



「人権同和教育に関する教職員の意識調査」(経年)から

(3) 鹿児島県人権教育・啓発基本計画（3次改定）



県は、令和7年3月に人権教育・啓発基本計画の3次改定を行いました。この中で、性的指向・性自認について、学校における取組の基本方向は次のように示されています。

- 性的指向・性自認に係る理解の促進ときめ細かな対応
 - ・ 多様な性についての理解促進に向けた教職員の研修の推進
 - ・ 児童生徒の悩みや不安に寄り添う相談体制の整備
 - ・ 児童生徒の状況に応じた支援体制の整備

鹿児島県人権教育・啓発基本計画の体系

- 基本理念** 一人ひとりの人権が尊重され、人権という普遍的文化(人権文化)が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現
- 目標** 共生の心が根づく鹿児島・人権文化の息づく鹿児島
- 目指す社会**
 - 一人ひとりの人権が尊重され、
 - 差別や偏見、暴力のない、安心して生きられる社会
 - 個性や能力を発揮できる社会

総合的・効果的な人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の基本方針

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ①一人ひとりの人権が尊重される場(環境)で行う | ⑤人権を生涯を通じた学習課題とする |
| ②一人ひとりの「違い」を尊重する | ⑥人権の学びと実践を循環させる |
| ③一人ひとりの「生きる力」や可能性を伸ばす | ⑦人権を「我が事」として考える |
| ④共生社会の実現を目指す | ⑧国際社会の一員として行う |

人権教育・啓発の推進方策

- 人権尊重の視点に立った行政の推進
- あらゆる場における人権教育・啓発の推進**
保育所・幼稚園・認定こども園、学校、地域社会、家庭、企業・職場
- 人権に関わりの深い特定職業従事者に対する研修等の推進**
行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健関係者、福祉関係者、マスメディア関係者
- 人材育成
- 総合的・効果的な手法の充実

人権課題別の人権教育・啓発の推進方策

- | | | | |
|-------------|-------------------|------------------------|--------|
| 女性 | 子ども | 高齢者 | 障害者 |
| 同和問題 | 外国人 | HIV感染者・ハンセン病元患者・感染症患者等 | |
| 犯罪被害者等 | 北朝鮮当局による拉致問題等 | 性的指向・性自認 | |
| 刑を終えて出所した人等 | 生活困窮者 | 人身取引 | アイヌの人々 |
| 災害時の人権 | インターネット社会における人権問題 | ハラスメント | |
| 複合的な人権問題 | | 様々な人権問題 | |

鹿児島県人権教育・啓発基本計画 (3次改定)



性の多様性をめぐるっては、国際社会の動向を踏まえ、国内においても、様々な法整備や各種通知の発出、パートナーシップ制度の拡大など、多様な性を尊重する取組が進められています。一方、各種調査からは、性的指向・性自認についての理解は進みつつあるものの、社会には、依然として偏見や差別が残っている実態も明らかになっています。

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、まずは、性の多様性の理解を深め、子どもたちが安心して過ごすことのできる学校づくりを進めていきましょう。

1 私たち一人一人のセクシュアリティを構成している要素

私たち一人一人の「性」は、単に身体的な特徴や生物学的な性にとどまらず、心の中で感じることや社会との関わり方とも深く結び付いています。ここからは、性の多様性について理解していきましょう。

セクシュアリティの4要素

セクシュアリティとは、人間の「性の在り方」全般のことです。セクシュアリティは多様で個人の尊厳に関わる大切なもので、以下の四つの要素を軸に考えることができます。

〈身体の性〉

生物学的な性：sex

誕生時の身体的特徴や血液検査などで判断される性別のこと。

〈心の性〉

性自認：gender identity

自己認識している性別のこと。

〈好きになる性〉

性的指向：sexual orientation

恋愛や性的な欲求を含んだ愛の対象となる性別のこと。（恋愛感情がどの性別に向くか向かないかということ。）

〈表現する性〉

性表現：gender expression

服装、しぐさ、言葉遣いなど。

〈表現する性〉が〈心の性〉と必ずしも一致するとは限らない。



例えば、生まれた時の「身体の性」と、自分が認識している「心の性」は、必ずしも一致するものではありません。また、異性を好きになるとは限らず、「好きになる性」も人それぞれです。このように性の在り方は身体の性、心の性、好きになる性、表現する性の組合せにより、無数に存在するのです。

2 私たちは誰もが「多様な性」の当事者

「**SOGI (ソジ/ソギ)**」という言葉を知っていますか。

性的マイノリティやLGBTQ+というと、特別な存在の人、自分には関係のない人と捉えてしまう場合があります。SOGIとは、セクシュアル・オリエンテーション（Sexual Orientation：性的指向）とジェンダー・アイデンティティ（Gender Identity：性自認）の英語の頭文字をとった言葉です。

「LGBTQ+」が人そのものを指すのに対して、「SOGI」は全ての人の性の在り方を示す表現であり、私たちの誰もが多様な性の当事者であることを表す概念です。

S O G I
Sexual Orientation

性的指向

- L** レズビアン
女性同性愛者。女性を恋愛対象として好きになる女性。
- G** ゲイ
男性同性愛者。男性を恋愛対象として好きになる男性。
- B** バイセクシュアル
両性愛者。恋愛対象として男性も女性も好きになる人。
- A** アセクシュアル
他者に恋愛感情や性的欲求を抱かない人。
- P** パンセクシュアル
相手の性、性自認に関わらず恋愛感情などをもつ人。

Gender Identity

性自認

- T** トランスジェンダー
身体の性と心の性が異なる人。
- X** エックスジェンダー
心の性が男性にも女性にも明確に当てはまらない人。
- Q** クエスチョニング
好きになる性や心の性が定まっていない、分からない、意図的に決めていない人。
- C** シスジェンダー
身体の性と、心の性が同じ人。

「LGBTQ+」

L	レズビアン 女性同性愛者	Questioning : クエスチョニング Queer : クイア 好きになる性や心の性が定まっていない、分からない、意図的に決めていない人。
G	ゲイ 男性同性愛者	
B	バイセクシュアル 両性愛者	身体の性と心の性が異なるため、身体の性に違和感をもつ人のことを言います。性別不適合も含まれます。
T	トランスジェンダー	

「LGBTQ+」の「+ (プラス)」は、言葉では分類、カテゴライズしきれない性の在り方を表しています。その中には、シスジェンダーも含まれています。

学校では「LGBTQ+」の「T」(トランスジェンダー)への対応が注目されがちですが、私たちはトランスジェンダーと同じように、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル等の子どもたちがいることを前提として、特定のカ

テゴリーにとらわれず、誰もが自分の性の在り方を安心して表現できる環境づくりをしていくことが重要です。

【コラム】 「マイノリティ」と「マジョリティ」

「マイノリティ」とは、社会の中で人数が少なかったり、周囲から理解されにくい立場にいたりする人々を指します。一方、「マジョリティ」は、多数派として社会の基準になりやすい立場の人々を指します。

どちらがよい、悪いという話ではなく、大切なのは、立場によって見え方や感じ方が異なるということです。多数派にとって当たり前のことでも、少数派にとっては生きづらさや不安につながる場合があります。学校では、子どもたちが自分の性を大切に安心して過ごせるよう、マイノリティ側の視点を踏まえ、互いの違いを尊重する姿勢が求められます。

3 カミングアウトとアウトティング

性的指向・性自認について誰かに相談したい、理解してほしいと感じている子どもがいます。こうした子どもたちの安心と安全を守るために、カミングアウトとアウトティングを正しく理解することが重要です。

カミングアウトとは

本人が選んだ人に、自分の性的指向・性自認を伝えること。

アウトティングとは

本人の許可なく、性的指向・性自認について、他者へ伝えること。

この二つはどちらも「情報が伝わる」という点では同じですが、発信の主体が誰か、本人の意思が尊重されているかという点で大きく異なります。学校では、この違いを理解し、子どもたちのプライバシーと尊厳を守ることが求められます。

それでは、カミングアウトとアウトティングについて詳しく見ていきましょう。

(1) カミングアウト

子どもたちのカミングアウトについてどのように考えたらよいでしょうか。

まずは、当事者と、カミングアウトされた保護者の声を見てみましょう。

当事者の声

なにかしてほしいわけじゃない…

カミングアウトしようと思ったことは何度かあったが、結局誰にも言えずにきた。自分のことを知ってもらえた方が楽になるのではないかという思いはあった。それでも、「なぜ言う必要があるのか。」と自分に問いかけると、納得できる答えが見つからずにいる。友だちが離れてしまう不安もあり、話しても状況が変わらないなら言わなくてもいいのではと思ってしまう。それでも、「何でも相談してよ。」と言われるたびに、「セクシュアリティのことを言ったらどうなるんだろう。」と打ち明けたい気持ちとやっぱり言えない気持ちの間で揺れ続けている。

参考文献：改訂新版LGBTってなんだろう？ 自認する性・からだの性・好きになる性・表現する性 (p.100) 合同出版株式会社

当事者の声

自分の全体を見て、
話を聞いてくれる先生がいてくれたら幸せ

クラス担任の先生は、僕の全体を見てくれる存在で、親よりも僕のことを理解してくれていると感じることもあった。親には言いにくいことを話せる安心感があり、自分を少し離れたところから見守ってくれる大人がそばにすることが心強かった。単純に自分のことを知ってほしかった。特に中学生の頃は、女の子も男の子も好きになる自分をどう理解すればいいのかわからず、不安でいっぱいになっていた。もしあの時、そうした悩みも含めて気軽に話せる先生がいたら、どれほど救われたらと思う。

参考文献：改訂新版LGBTってなんだろう？ 自認する性・からだの性・好きになる性・表現する性 (p.100) 合同出版株式会社

保護者の声

家族からのカミングアウトはされる側も動揺する

娘から性同一性障害*だと打ち明けられたとき、「聞かなかったことにしよう。」と決めました。考えるのが怖かったのです。子どもが別人になってしまった気がして「あの子はどこにいったの。」と夢の中で叫んだこともありました。渡された本も読むことができず、一方では、自分はなんて理解のない親だろうと思って…。でも、同じような家族と出会い、話していくうちに、どこの家族も最初からうまくできたわけではないと分かり、ほっとしました。

参考文献：先生と親のためのLGBTガイド もしあなたがカミングアウトされたなら (p.121) 合同出版株式会社

ずっと悩み続けてきたことを人に伝えること（カミングアウト）は、勇気がいることです。相手が自分の話を聴いてどのような反応をするのか、自分から離れていってしまうのではないかと、不安を抱えている場合も多いでしょう。

それでもカミングアウトするということは、「この人になら分かってもらえるかもしれない。」「自分のことを知ってほしい。」、そして「わたしらしく生きたい。」という強い思いがあるからです。その思いに応えるためにも、本人の気持ちをしっかり受け止め、寄り添う姿勢を大切にしていきましょう。

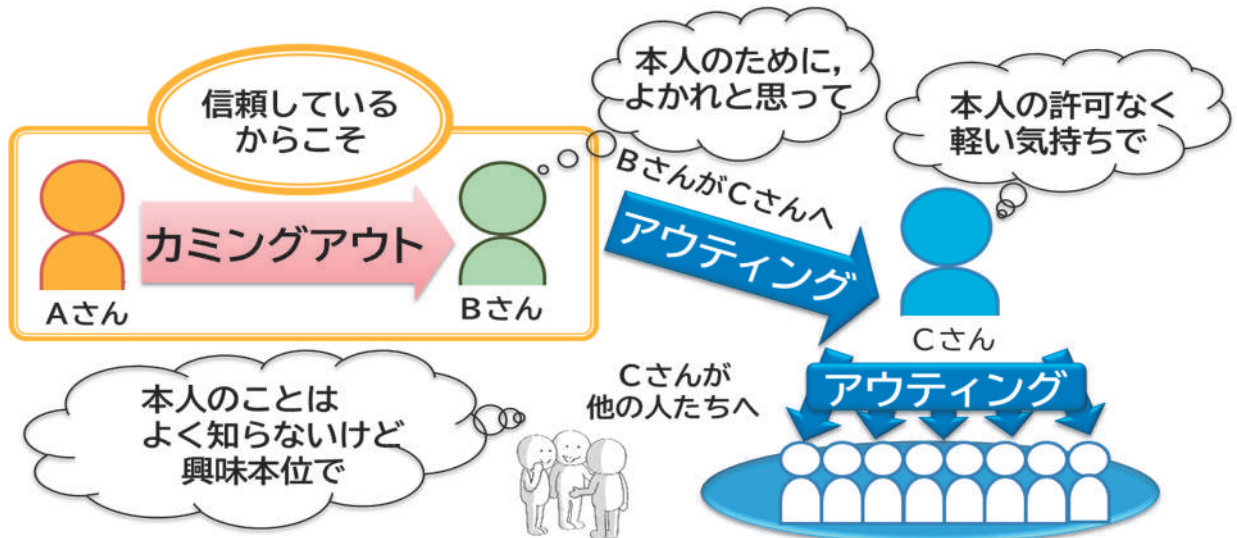
実際にカミングアウトされた際は、「そうなんだね。何か困っていることがあるかな。」と、まず受け止めることが大切です。また、子どもが「誰にも言わないでほしい。」と伝えてきた場合には、「あなたが望まない限り、私から話すことはしないよ。」と伝え、不安を取り除きましょう。

さらに、抱える困難や悩みの程度は一人一人異なります。何かを決めつけたり否定したりせず、教育相談の考え方に基づいて、まずは本人の話を丁寧に聴くことが重要です。その上で、本人の同意を得ながら、管理職を含めた教職員間で共通理解を図って対応していくことが求められます。



本人が教職員や保護者を含め、完全に秘匿した状態での生活を望む場合があります。カミングアウトするかしないかは、本人が決めることです。いかなる場合でもカミングアウトを強要することはあってはいけません。

(2) アウティング



本人の意思に反して性的指向・性自認に関する情報を他の人に広げることは、重大な人権侵害です。

カミングアウトされた人が、よかれと思って、友達や家族、同僚等に、本人に断りなく伝えてしまう場合もアウティングに当たります。直接の会話でも、SNSやメールのやり取りでも、本人に確認を取っていない場合は全てアウティングとなります。

信頼してカミングアウトした本人が不利益を受けたり、安心して過ごせなくなったりすることがないようにする必要があります。



アウティングは重大な人権侵害であることを、私たち教職員がしっかり理解した上で、子どもたちにも指導していくことが大切です。

学校でのアウティングを防ぎ、よりよい対応をするためには

- 本人の同意を最優先する
「誰に」「どこまで」「どのように」伝えてよいか、必ず本人に確認します。本人の同意がない限り、絶対に伝えてはいけません。
(※ 命が脅かされるようなことが予想される場合を除く。)
- 学校全体で組織的に支える
相談を受けた教職員が一人で判断せず、子どもが安心して過ごせるよう、学校全体の支援体制を整えます。
- 伝える内容を「支援」に絞る
名前や性別などの個人情報、慎重かつ丁寧に扱いながら、呼称や髪型、環境整備など「必要な支援の内容」に焦点を当てて情報や対応策を共有します。
- 正しい理解で偏見をなくす
日頃から、見た目や性別を決めつけたり、役割を押しつけたりしないようにし、子どもの詮索、否定、からかいなど、相手を傷つけるような言動を見逃さないようにします。

では、どのように子どもたちを支えていけばよいか、具体的な場面で見てください。

例えば、「先生、実は同性の子が好きなんだ。」とカミングアウトされた場合

- 「そうなんだね。何か困っていることがあるかな。」と丁寧に話を聴きながら、他に相談してもよい先生はいないか、保護者にも話しているかなど確認します。
- 誰にも言わないでほしいと言われた場合でも、本人の安全を守るために、校長をはじめ関係する人には話をしてもよいかを確認し、本人の理解を得ながら組織的に対応できるようにします。
また、自傷行為など命の危険が予想される場合には、本人の理解を得ながら保護者にも伝えてよいか確認します。
- 「好きな人はいるの。」「将来は結婚して…。」など、恋愛の話題や詮索が負担になる子どもがいることを教職員間で共有し、多様な性の在り方についてポジティブな発言をすることを確認しましょう。
- 子どもたちの間でからかいや噂話があればすぐ止めるようにし、多様性の話を特定の子どもと結び付けないようにします。
また、学校生活で、日常的に子どもたちが何でも気軽に話せるような関係づくりや雰囲気づくりに努めましょう。



【実際の相談に当たって留意したいこと】

- ◆ 本人の思いを受け止めながら聴く。
- ◆ 当事者が安心して相談できるような声掛けをする。
- ◆ 「他に一緒に考えてほしい職員などはいないか。」と問い掛け、相談体制の確立を図る。
- ◆ 性的指向・性自認に関する書籍や資料、電話相談、サポート団体等の情報を必要に応じて伝える。

安心して過ごすことができる学校

＜組織的な取組＞

- 1 サポートチーム
(管理職を中心とした)
- 2 支援委員会やイベントチーム(校内)
- 3 ケース会議
(校内外の連携)

計画的な支援委員会や行事等に向けた臨時のイベントチーム等、工夫して取り組むことができます。

※ 当事者(場合によっては、その家族等)に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し、理解を得つつ、対応を進めましょう。



子どもたちを支える対応には、他にどのようなことがありますか。

性的指向・性自認は普段接する中では分かりにくく、子ども自身がまだ整理できていない場合もあります。だからこそ、決め付けず、否定せず、子どもの気持ちを大切に、「誰にとっても安心できる環境」を整えることが重要です。

PART 3「性の多様性を尊重した学校づくり」で詳しく見ていきましょう。

【コラム】 「性同一性障害」から「性別不合」へ

「性同一性障害」は、トランスジェンダーのうち、医療機関を受診し、「性的特徴」と「性自認」が一致しないと診断された人に対する医学的な疾患・診断名です。

2019年、世界保健機関(WHO)は「国際疾病分類」最新版(ICD-11)において、「性同一性障害」の分類を「精神障害」から除外し、名称も「性別不合」に変更することとしました。このことにより、性的特徴に対する違和感は病気や障害ではないということが、国際的にも宣言されたこととなります。

参考文献：鹿児島県男女共同参画局 人権同和対策課 「性の多様性を理解するためのハンドブック」



株式会社 connect works. 児島 希望 さん

児島さんは、一般社団法人 LGBT-JAPAN パートナーズとして活動されており、現在も、県内の児童生徒や教職員、保護者等を対象に性の多様性などLGBTに関する講演活動を行っていらっしゃいます。

LGBTに関する講演活動を始められたきっかけは、どのようなことですか？

児島：当時、学校生活を送っていた際の悩みを誰かに相談することができず、将来について漠然とした不安を抱えていました。

現在、鹿児島県で学校生活を送っている児童生徒の皆さんの中にも、同じような気持ちを抱えている人がいることを知り、自身の体験談をもとに、講演活動を始めました。

講演活動を通して、気付かれたことや強く思われたことがありますか？それはどのようなことですか？

児島：当事者に限らず、今の子どもたちは自己肯定感が低く、他者承認ばかりを気にしてしまっているように思います。

「ありのままのじぶん」でいるために、自己承認ができるようになればよいと思います。

御自身の経験等について教えてください。

学校生活の中で、学校での制服やトイレなど、学校生活を送る上で、性別に関することで不自由を感じたことはありますか？

児島：当時は、制服や宿泊を伴う行事（お風呂）・トイレに不自由を感じていました。

しかし、現在は、制服に関してもスラックスを導入している学校も増え、本人が選択できるようになってきています。

また、宿泊を伴う行事も部屋にシャワールーム設備があるホテルを選んでいる学校も多くあると聞いています。

御自身のセクシュアリティについて、教職員や友達に相談したことはありますか？

児島：当時の養護教諭の方は、親身になってくださり、心強かったです。

友人は、カミングアウトした後も、何も変わらず接してくれました。今もその関係性は変わっていません。

教職員や友達に「もっとこうしてほしい。」という思いがあれば教えてください。

児島：「あなたらしくいていいんだよ。」と声をかけてくれる大人がいたらよかったです。また、普段から男女二元論ではなく、「いろんな人がいる。」「いていいんだよ。」と教えてもらえたらなと思います。

学校の授業で「LGBT」や「性別違和」について学ぶ機会はありましたか？

児島：当時を振り返ると、学校の授業で「LGBT」や「性別違和」について学ぶ機会はありませんでした。

より多くの子どもがLGBTについて理解を深められるようにするには、どのような学習が必要だと思いますか？

児島：「LGBTについて理解する」ではなく、多様性について考える機会があればよいと思います。そして、みんなが「自分も多様性のなかのひとり」と認識していくことが必要だと思います。

知識・共感・対話を重視し、「違いを尊重する姿勢」を身に付けられる学びが大切です。

教職員のLGBTに関する研修や取組をする際、認識を深めるためにはどのような内容が必要だと思いますか？

児島：まずは、基礎的な知識を正しく学ぶことだと思います。加えて、当事者の声や事例を通して課題を理解し、その課題解決のために何ができるかを考える機会が必要です。

校則や環境を見直し、誰もが安心できる学校づくりへつなげることが大切です。

全ての子どもにとって、学校が「安心して、自分らしくいられる場所」になるために、どのようなことが必要だと思いますか？

児島：まず「多様性を尊重する姿勢」を学校全体で共有すること、子ども一人ひとりの違いを理解し、受け止める教育や支援体制を整えることが必要です。

そして、日常の中で、差別や偏見のない風土を育て、安心して意見や気持ちを表せる環境を作ることが求められると思います。

最後に、自分のセクシュアリティに悩んでいる児童生徒を含めた、全ての児童生徒に伝えたいメッセージはありますか？

自分のことで悩んでいるとき、無理に答えを出さなくてもいいし、誰かに話したくなったときは、ちゃんと聞いてくれる頼れる大人がたくさんいます。あなたひとりではありません。

どんな自分も大切にしていっていいし、そのままのあなたでいて大丈夫です。自分を大切にしていって、少しずつ「あなたらしさ」を見つけていってください。



1 子どもたちと共に学ぶ

性的指向・性自認に関わらず、様々な人権課題について考える際、「子どもたちと共に学ぶ」というスタンスを大事にしたいものです。

なぜなら、

- ・ 私たちは無意識の偏見（アンコンシャスバイアス）によって**無意識かつ無自覚に差別的な言動をしている**場合がある。
- ・ 「差別をなくしたい」という強い思いから**「差別はいけない」という価値を教え込むことで、差別問題の解決を図ろうとしがち**になる。



からです。

そこで、職員研修等で**知的理解を深める**ことと同時に、

- 子どもたちと気付きを共有しながら学ぶこと（「Aさんは〇〇と感じたんだね。」）
- 教職員自身が経験を語ること（自分自身が子どもの頃にしてしまった言動や自分の中にあった偏見、差別意識について話すなど）

を大事にしていきましょう。性的指向・性自認に悩みを抱える子どもたちは、より身近な大人である教職員がどのような認識をもっているか、とても気にしています。**自分の心の中を語ってくれる「先生」に子どもたちは信頼を寄せる**のではないのでしょうか。**自分の中の差別意識を問いながら学び、感じたことを自分の言葉で語りながら子どもたちと共に学習を進めていきましょう。**

特集
より理解を深めるために
「児島さんへのインタビュー」

2 学校の「当たり前」を見直そう

- (1) それって必要？ ～みんなでルールを見直そう～



まずは、男女性別二元論を基に分けられたり、決められたりするルールについて見直してみましょう。分けるか、分けないかの二極論ではなく、**性別による分け方に固定観念（ステレオタイプ）や偏見がないか、そもそも分ける必要があるか**を場面ごとに見直していきます。大人が気付けない事柄に、子どもたちから意見が挙がることもあるでしょう。子どもたちと一緒に教育環境を点検・評価し、更新していくことは、子どもたちの自治能力を育むだけでなく社会参画に向けた意欲にもつながります。

- (2) 「平等・公平性」であり「わがまま」ではない ～無意識の特権を自覚しよう～
取組を進めていく中で、次のような発想が生まれることがあります。

- ・ 「マイノリティ」を特別扱いし、配慮すべきかわいそうな存在とする。
- ・ 「わがまま」「我慢すべき」「努力が足りない」と捉える。

マイノリティ側が直面する困難や訴えに対して、特別視や厳しい眼差しを向けることはありませんか。**マジョリティ側にとって都合のよい社会構造や優位性**を自覚していないため、「少数派が優遇されている」ように捉えてしまうことがあります。

例えば、右利き用に作られたハサミやドアノブ、自動改札機等は、左利きの人にとって不便な場合があります。右利きの人には特に意識することがないため、自分にとって便利に作られていることに気付くことはありません。少数派の立場から学校や社会を見つめ直してみると、普段あまり意識していない**多数派の特権**に気付くことができます。

3
性の多様性を尊重した
学校づくり

視力を矯正するために眼鏡をかけるのは、わがままではなく特別視されるものでもありません。マジョリティ側の一方的な見方・捉え方になっていないかを点検し、「平等・公平性」という視点で**安心・安全な環境づくり**を進めていきましょう。

みんなで考えよう!

学校は、性的マイノリティの存在が想定された環境とは言えない状況があります。教育環境を点検し、対応について具体的に検討してみましょう。項目にない内容についても話し合い、その他の欄に書き込みましょう。



◎ 男女分けを見直そう

名簿 制服 髪型 並び方 席順 役割分担 呼び方
グループ分け 靴箱, ロッカー 色分け その他()

◎ 選択肢を増やそう

制服 水着 体操服 上履き 帽子 その他()

◎ 性別に関係なく使える設備があるか

トイレ(誰でも使えるトイレ, 個室化) 更衣室やシャワー室
その他()

◎ 修学旅行や宿泊研修時

入浴等(順番の工夫) 宿泊部屋 その他()
※ 本人からの希望があれば対応できる状況が整っているか。

◎ 授業やクラブ活動等

選択制の導入 個別相談への対応
その他()

◎ 環境の整備 ※ 子どもだけでなく、保護者への情報発信や啓発も必要です。

教職員等の研修 書籍や資料の収集と配置(教室, 学校図書館, 保健室)
教職員のための相談の場 性の多様性に対応できることの周知
性的指向・性自認に関する肯定的メッセージの発信
その他()







相談のあった子どもへの個別対応を進めながら、学校を**カミングアウトしなくても安心して生活できる環境にしてい**くという発想を大事にしましょう。学校のシステムや環境を見直し、選択肢を増すことで、全ての子どもたちの**自己選択, 自己決定**を後押ししていきましょう。

また、**性自認に比べ、性的指向については触れられる機会が少ない**現実があります。一日の多くを過ごす学校が安全な環境であることは、生きづらさを抱えながら登校する子どもたちだけでなく、全ての子どもたちにとっても大事なことです。安心感の中で自己実現を図る子どもたちを支援したいものです。

3 きめ細かな支援に向けて

(1) 子どもの権利を踏まえた支援

児童の権利に関する条約	こども基本法
 <p>すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。</p>	<p>【第3条の1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人として尊重される。 ○ 基本的人権が保障される。 ○ 差別的な扱いを受けない。
 <p>すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。</p>	<p>【第3条の2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な養育と生活の保障 ○ 愛され保護される。 ○ 成長、発達、自立が図られる。 ○ 福祉や教育を受ける権利の保障
 <p>子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。</p>	<p>【第3条の3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己に関係のある事項について意見を表明することができる。 ○ 多様な社会的活動に参画する機会が保障される。
 <p>子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える。 ※ Best interests of the child (原文では子どもの最善の利益がこのように表現されています。)</p>	<p>【第3条の4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの意見が尊重される。 ○ 子どもの最善の利益が優先して考えられる。 <p>※ 「最善の利益」については、子ども自身の意思が反映されたものでなければなりません。</p>

性的指向・性自認の課題に対応する際も、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」や「こども基本法」で保障されている権利等についての理解が不可欠です。

令和7年度版
「なくそう差別 築こう明るい社会」
(p. 20~21)



子どもたちが一人の人間として尊重され、子どもの最善の利益（興味や関心、意見）が優先して考えられること、さらに、子どもとして保護を受ける存在であること等を確認しましょう。

(2) 学校で性的指向・性自認に関する学習は必要？

「LGBT理解増進法」には、学校の役割や努力すべきことが明記されています（p. 7）。教職員に対する全国的な意識調査からも、性的指向・性自認に関する授業を実施している学校は少数ですが、**7割以上が「必要がある」と回答している**ことが明らかになっています。



教育の現場で教える必要性があると思いますか？

性別違和や性同一性障害*について、教える必要がある。

85.7% (2011年調査では73.0%)

同性愛について、教える必要がある。

74.7% (2011年調査では62.8%)

授業に取り入れた経験がありますか？

性同一性障害*について取り入れた経験 **15.0%**
同性愛について取り入れた経験 **14.1%**

授業で教える必要性を認識しながら、実際に授業で取り扱った経験は低い割合を示しています。

近年では、**各教科の教科書等で性的指向・性自認についての記述が拡充**されてきており、授業で取り扱うことを後押しする環境になりつつあります。

参考：日高 庸晴（宝塚大学）子どもの“人生を変える”先生の言葉があります 2021

【主な教科や教科書の記述内容例（主に中学校，高等学校）】

【社会（公民的分野）】

性の多様性や権利保障について、「LGBT」や「SOGI」等の用語が紹介され、同性婚の是非や差別等の社会課題についての記述もあります。

【技術・家庭（家庭分野）】

「家族の在り方の多様性」について、同性パートナーシップ制度などが紹介されています。

【外国語，国語，特別の教科 道徳】

当事者のストーリーやジェンダーや多様性についてのテーマを取り上げた教材，自分らしさや他者の尊重をテーマにした教材等が掲載されています。

【保健体育（保健分野）】

小学校でも保健の教科書に思春期の心の変化として「性と自分らしさ」に関する内容が掲載されています。

みんなで考えよう！

多様な性の在り方について正しい知識や情報を知る機会は、**全ての子どもたち**にとって必要です。まずは、教科書や教材に性的指向・性自認についての掲載はないか、どのような内容になっているかを確認し、学習の機会を教育課程に位置付けてみましょう。

関連のある教科等	内 容	教育課程への位置付けの可能性

内容を取り扱う際は、「特別な人たちの問題」ではなく、私たちが多様な性の当事者であるというSOGIの考え方（p.13, 14）を基本にすることが大切です。

(3) 授業の実施に当たっての留意点

実際の授業に当たって、留意する点について次の視点で確認してみましょう。

視点1 知的理解にとどまらない学びを

子どもたちは、例えば、「気持ち悪い」「おかしい」「生理的に無理」といった言葉に代表される嫌悪感や否定的な感情を表現する場合があります。これらの感情に基づく偏見や差別は、「言ってはいけない。」「してはいけない。」など、単なる知識として知ることや、優しく接するといった心がけでは解決しません。

- 自分の固定概念や偏見に気付き、「ふつう」や「当たり前」と思っていた自分の基準を見つめ直す時間の確保
- 自分が理解できないからといって、その人を傷つけ排除してよいことにはならないということへの理解
- 理解や共感が難しい相手との付き合い方や向き合い方（姿勢）の学び

視点2 人権感覚を育てる場とする

社会を構成する全ての人は個人として幸せに生きる権利を有し、誰かが認める、認めないといった存在ではなく、互いが対等な関係だということを学ぶ機会が必要です。

- 理解できなくても否定しない、違いをありのまま尊重する態度
- 理解の有無に関係なく、他者に敬意をもつ姿勢

を基本とし、差別を許さない姿勢、誰かの生きづらさに気付ける力、差別的な状況や環境を変えていける具体的な行動力へとつなげていく学びが求められます。そのためには、子どもたち一人一人の自己肯定感とともに、他者理解やコミュニケーション能力などを基盤として培われる人権感覚を全ての教育活動で育てていくことが求められます。

視点3 不適切発言等は学びの機会に

授業をきっかけに、当事者探しにつながったり、不適切発言で当事者が傷ついたりすることへの懸念があり、授業に踏み切れないといった悩みが聞かれます。このような問題は、子どもたちの中にある普段は見えていない偏見や差別の構造が表面化したものであり、日頃の人間関係や人権意識が大きく影響しています。他者を傷つける言動にはその場に対応し、差別を許さない姿勢を示すことを基本としながら、

- 単に言葉を禁止するのではなく、言葉を発した子どもの思いを聴き、適切な指導につなげる。
- 差別を生む背景や固定概念について考える機会と捉える。

など、つまずきから学ぶ機会にしましょう。

日頃から、違いに対する肯定的なメッセージが学校の至る所で発信されるような教育、学習環境を基盤にしなが、子どもたちが正しい認識を獲得するための学びの機会をつくっていきましょう。

(4) 校内の支援体制づくり ～三つの「間」(サンマ)で相談体制の充実を～

子どもたちが安心して相談できる体制づくりも必要です。キーワードは「三つの間(人間・空間・時間)」です。



【人間：受け止めてもらえる相手】
子どもたちが相談しやすい相手は、担任とは限りません。養護教諭、部活動の担当、副担任等、話せる人がいることが大切です。

【空間：相談する場所】

他の人を気にせずに、安心してゆっくり話せる空間(教育相談室等)を確保することが大切です。



【時間：相談する機会の確保】

教育相談の時間が設定され、希望者が相談できる体制が整えられていることが大切です。休み時間や放課後、話しやすいタイミングは子どもによって違います。

相談するかしないかは、本人の自由です。しかし、いつでも相談できる環境があるということが安心につながります。子どもたちの困りごとに向き合い、解決を図っていくために学校でできることは、他にどんなことがあるでしょうか。具体的な対応例について、「[学校における課題と対策のヒント](#)」で確認してみましょう。

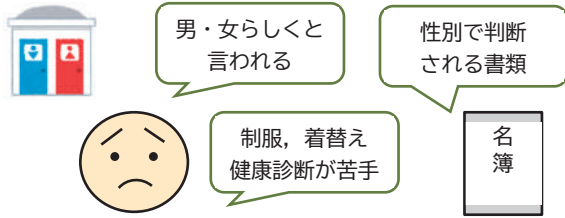
学校における課題と対策のヒント

参考：「性の多様性」が尊重される学校づくり（性と生を考える会作成）

① 困りごとや現状を知る〈声+情報収集〉

② 背景や原因を考えよう〈課題調整〉

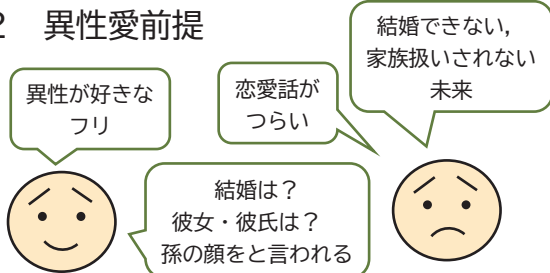
1 身体や書類上の性別で扱われる



1 性の多様性の認識不足

- 性自認や外見が、身体の性や書類（戸籍等）とは異なる人がいることが想定されていない。
- 自分の思う性別で暮らせない。
- 身体を人に見られることが苦痛。
- 生活場面で、男か女の二択を迫られがち。

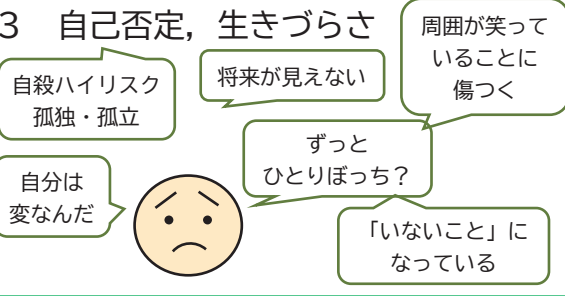
2 異性愛前提



2 性的指向や家族の多様性の認識不足

- 恋愛対象やパートナーは異性と想定される。
- 異性愛者であることが前提のシステム。
- 同性パートナーは制度の対象外。
- 恋愛や結婚・妊娠前提、異性愛者前提の会話。
- 隠すために異性愛者のフリをする葛藤。

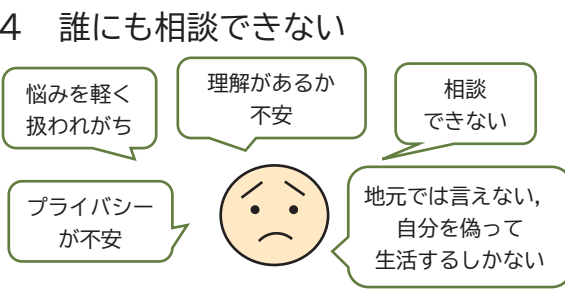
3 自己否定, 生きづらさ



3 性的指向・性自認に否定的な環境

- 否定経験によるストレスや自尊心の低下。
- 肯定情報や教育（性の多様性）の不足。
- 将来への希望がもちにくい環境。
- ロールモデルがない（見えない）。
- 自分らしい生活（経験）ができない。

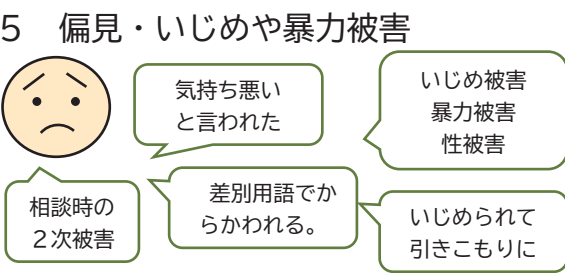
4 誰にも相談できない



4 性の多様性の認識不足

- 性的指向・性自認に関することは想定外のシステムや環境。
- 選択肢がない（不公平・不平等な環境）。
- 安心できるかどうか、判断材料がない。
- 対応可能な相談先、資源がない。
- 当事者のニーズが認識されていない。

5 偏見・いじめや暴力被害



5 性の多様性に対する偏見

- 多様性や人権に関する認識不足。
- 性の多様性に対する否定的な環境。
- 性別の固定観念「男」「女」「らしさ」
- 性的指向・性自認に対応可能な支援の不備（いじめや性被害の可能性、教育相談や災害時の対応）

⑤ どうなったか〈当事者目線・課題解決の視点で評価〉→①へ戻る

③ どうしたらよいか考えよう〈プラン〉

1 その人の性の在り方を尊重

- その人を尊重した性別の対応。
→ 制服, 髪型, 性別分け, 書類上の表記 等
- 希望時個別対応: 検診, 更衣, 入浴, トイレ
- ※ 受診や診断書の提出を強要しない。
- ※ 一律の対応をせず, 個別によく話し合う。

2 性的指向の多様性を尊重

- 同性カップルも含め, 多様な家族の形を尊重。
- 恋愛や結婚・異性愛者前提で接しない。
- 中立言葉の工夫: 恋人・付き合っている人, おつれあい, パートナー, 保護者・御家族。
- ※ 一律の対応をせず, 個別によく話し合う。

3 肯定的な情報発信

- 多様性を意識した言動, 肯定的メッセージ。
- 教室, 学校図書館, 保健室に本やポスター。
- 性の多様性を学ぶ&伝える取組, 授業。
- 「幸せ観」「家族観」「概念」を広げよう。
- 不適切な発言, 差別を放置しない。

4 その人の性の在り方を尊重

- 見た目性別や性自認, 性的指向を決め付けない。
- 「男/女らしさ」でなく「自分らしさ」を大切に。
- 関心事, 興味, 性別表現, 自己表現, 多様性, その人の気持ちを尊重する。
- 性的指向や性表現等を笑いの対象にしない。

5 学習や支援の場を

- 職場や家族・住民向けの学習機会。
- 通信やポスターなどの活用。
- いじめ, 暴力, DV被害者の支援体制・関係機関との連携。
- 情報・メディアリテラシー(噂に流されない)。
- 多様性を尊重し, 差別を許さない関係づくり。

④ 実行してみよう

願いは公平性 → 解決目標に



家族への支援

- 家族の不安・戸惑いへの配慮。
→ 「育て方が悪かった」「治る?」「不幸だ」
- 家族が理解者とは限らない。
→ 教職員がよきモデルに
- 勝手に保護者に伝えない。(本人と相談)
- 家族が当事者の場合も想定。

自己決定の支援

- 否定せずに傾聴(助けが必要とは限らない)。
- 困りごとに焦点を。
- 誰に話してよいか。(アウトティング防止)。
- セクシュアリティにとらわれず包括的視点で。
- 相談を受けた人への支援も。

安心・安全・公平な環境に

- 性別への配慮: 誰でもトイレ, 個室化, 自認対応
- 男女分けの見直し: 名簿, 服装, 役割
- 選択肢を増やす: 制服, 水着, 体操服など
→ 自由化, 選択制, ユニセックスデザイン。
- 相談環境の整備: サインを出す&受け取る

社会的課題への関心を

- 社会の動向: ニュース
- その性別欄必要?
- いじめ, セクハラ, パワハラ, アウトティング防止
- 当事者が働きやすい職場。

社会状況は
子どもの未来に
直結する

(5) きめ細かな支援に向けた研修の充実を

「性的マイノリティ」とされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。そのためには、まず教職員自身が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目の裏に潜む可能性を想像できる人権感覚を身に付けていくことが求められます。

(文部科学省「生徒指導提要」令和4年12月)

文部科学省では、生徒指導提要の他にも教職員向けの研修動画の配信、教職員向け理解啓発パンフレットの作成・周知、教育委員会等への通知の発出など適切な対応のための取組を行っています。校内の支援体制や具体的な支援の事例等で研修を深めることができます。

文部科学省 性的マイノリティに関する施策



学校で配慮と支援が必要な
LGBTsの子どもたち
：校内研修シリーズNo.87 (NITS)



性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）
文部科学省周知資料



4 カミングアウトを支える学級、学校づくり

学校で様々な悩みを抱えた子どもたちが、自分の思いを綴り、学級の中で自己開示していく場面があります。聞いてくれる仲間を信じて自己開示した先に、



「あなたはあなた。これまでと変わらない。」
「一緒に考えていこう。」



などの反応があると、仲間を信頼して語ってよかったと思えます。同時に、信頼して話してくれたことに対して、語られた側もうれしいものです。

このような信頼関係でつながった集団の中では、「実は自分もきつい思いをしながら生きてきた。」というように、一人の自己開示に対してそれと重なるように**自分のことを語り出す現象**が現れます。子どもたちの思いをつなぐ取組は、「仲間づくり」の中でこれまでも大事に実践されてきました。

性的指向・性自認に悩みを抱える子どもの自己開示（カミングアウト）は、信頼できる一人、もしくは数人の友人から始まることが多いようです。助けを求めるといった目的よりも、**信頼する友人に嘘をつきたくない**といった思いがあるようです。

教職員に対しては、学校の在り方を変えてほしい、しかるべき対応をしてほしいと思っている場合が多いようです。これらのカミングアウトを受けた場合、**友達や教職員がアライ（p.10 参照）であるかどうか**がこの後を大きく左右します。**カミングアウトをした子どもを支えるために**、また、**親しい友達だけでなく他の子どもたちとの関係をどのように構築していくか**、三つのポイントを紹介します。

【ポイント1：自分と同じようなLGBTQの人たちとの出会い】

カミングアウトを受けた側の教職員は、その子どもの生き方のモデルとなる人やコミュニティとの出会いを設定することが望めます。同じ経験をしてきた人との出会いは何よりの力になり、その存在そのものが希望になります。講演会や授業、外部の当事者団体との連携や資料提供など様々な取組が考えられます。その子どもに応じた個別の対応を、当事者や家族と相談しながら考えていきましょう。

【ポイント2：性的指向・性自認についての学習】

特にカミングアウトした子どもと同じ学級の子どもたちが、正しい認識をもつことが必要です。たとえ否定的な発言が出たとしても、アライとなった仲間たちがその発言に異議を唱え、共に課題に向き合える存在になってほしいものです。カミングアウトした本人と相談しながら学級や学校での学習を進めていきましょう。

【ポイント3：仲間づくり】

子どもたちが、自分の所属する学級や集団の中で様々な自己開示をやりとりできるような仲間づくりの実践を進めていきましょう。仲間づくりについては、本課が出している資料もありますので、活用してください。互いの思いや考えを出し合い、議論する機会を意図的に作り、子どもたちの自治能力を育むことは、様々な課題解決に役立ちます。



普段、教室では楽しそうにしている、生活の中で様々な悩みや葛藤とともに暮らしている子どもたちがいます。明るくふるまっても、その悩みを語れば…

相談したら孤立するのではないか、周りからいじめに遭うのではないかと心配する声。



そもそも自分の悩みは自分が悪いのであって、誰かに助けを求める筋合いのものではないのではないかと悩む声。

という思いがあります。自分の思いを語ることでできる教室、語らなくても受け止めてもらえる安心感のある教室を子どもたちと一緒につくっていきましょう。

5 学校外の支援

学校外では、どのような支援体制が必要でしょうか。



子どもたちの中には「自分はこの社会にはいけないのでは。」という自己否定の感情を強くもつ子どももいます。「先生に相談ができない。」という子どもたちの問題は、決して教職員だけの問題ではありません。校内の支援体制を整えた上で、学校外の関係機関等とも連携していくことが大切です。スクールカウンセラーなどの外部の人の方が話しやすい子どももいるでしょう。また、当事者同士だからこそ話せる悩みもあるでしょう。県内には様々な相談窓口や連携している支援団体・関連団体があります。その子どもの名前を出さずに相談することもできます。教職員も一人で悩みを抱え込まずに、連携しながら一緒に子どもたちが安心できる環境をつくっていきましょう。（令和6年度版人権教育研修資料「なくそう差別 築こう明るい社会」p.32参照）

6 まずは、私たち教職員自身から

こんな子どもたちに思いをめぐらせてみましょう。

- 性別に違和感をもち身体の性に合わせて生活することに苦痛を感じている子ども
- 同性を好きだと気づき、戸惑い苦しむ子ども
- 自分の性別が分からないと不安になる子ども
- からかいの対象になり、誰にも話せず、どう跳ね返せばよいか分からない子ども
- 周囲の無意識の心無い言葉（マイクロアグレッション）に傷ついている子ども
- からかいやいじめ、排除することでしか他者と関われない子ども
- 正しい学びの機会を得られないまま大人になっていく子どもたち

学校は、子どもたちが生きていくための試行錯誤や人間関係を経験していく場でもあります。子どもたちが他者と出会い、様々な価値を学びながら自分自身を肯定的に受け止め、自分らしく生きていくために、私たちにできることはどんなことでしょうか。

「あの授業に救われた。」、「仲間の一言で前を向けた。」、「友達の生き方を尊重できた。」

子どもたちの失敗も受け止めながら、一緒に悩み、考え、子どもたちと共に学び合える性の多様性を尊重した学校づくりをみんなで進めていきましょう。

「あなたの好きを大事にしていよ。」と言われてうれしかったです。(小学生)

しぐさをからかわれた時に、「〇〇さんらしさだよ。」と友達が言ってくれました。(小学生)

学校行事で、いろいろな配慮をしてくれます。事前アンケートがあることで、安心して参加できるのは、きっと私だけじゃないと思っています。(中学生)



「カミングアウトしたい。」と言った私を、先生たちは全力でサポートしてくれました。これからもいろいろあるかもしれませんが、信じて差別のない社会をつかっていく一人になりたいです。(高校生)

先生が相談窓口等を紹介してくれました。相談しなくても、応援してくれる大人がたくさんいると分かってうれしかったです。(高校生)



先生が相談にのってくれました。自分の気持ちを受け止めてくれる人が学校にいて、おそれずチャレンジすることができました。(高校生)

「それっておかしいよね。」ある子どもの発言をきっかけに、お互いの考えを出し合い議論する空気が日常的に教室にできあがってきていることがうれしいです。(教職員)

今日の授業で、今までAを差別してきたことに気づきました。いじったこと、笑ったことをちゃんと謝りました。これからはAの力になりたいと思います。謝れてよかったです。(中学生)

子どもたちが、性的指向・性自認について理解を深めるために、発達の段階に応じて授業を行いましょう。

人権同和教育学習資料
性的指向・性自認
鹿児島県教育委員会



小学校 低学年①
わたしらしさを
大切にしよう。

小学校 低学年②
これって、わかることが
できる？

小学校 中学年①
わたしをよく
見つめてみよう。

小学校 中学年②
女の子だから？
男の子だから？

小学校 高学年①
わたしらしく
いられるために。

小学校 高学年②
「分け方」について
考えよう。

中学校①
誰もが「多様な性」の
当事者

中学校②
あなたなら
どうしますか？

高等学校①
「性的指向・性自認」と
社会の変化

高等学校②
今、自分たちに
できること



※ このイラストは、Microsoft Copilot を利用して生成しました。

【関連資料】

- 文部科学省 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成 27 年 4 月）
- 文部科学省 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成 28 年 4 月）
- 鹿児島県教育委員会 「平成 31 年度版人権教育指導資料仲間づくり～性的マイノリティへの正しい理解と認識を深めるために～」（平成 31 年 3 月）
- 鹿児島県教育委員会 「性的マイノリティを正しく認識し理解を深めるために（リーフレット）」（令和 6 年 8 月）
- 鹿児島県教育委員会 デジタル研修教材「e-コンテンツ 性的指向・性自認」（令和 6 年 12 月）

【参考資料】

- 文部科学省 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」（平成 20 年 3 月）
- 文部科学省 「生徒指導提要」（令和 4 年 12 月）
- 文部科学省 「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 策定以降の補足資料～」（令和 6 年 3 月）
- 独立行政法人教職員支援機構 「学校で配慮と支援が必要な LGBTs の子どもたち：校内研修シリーズ No. 87」
日高 庸晴 （令和 2 年）
- 鹿児島県男女共同参画局 「性の多様性を理解するためのハンドブック」（令和 3 年 3 月）
- 鳥取県教育委員会 「誰もが自分らしく輝くために～多様な性のあり方と人権～」（令和 2 年 3 月）
- 京都市文化市民局 「知る・表明する・行動する データと事例で『アライ』がわかる」（令和 5 年 3 月）
- 福岡県教育委員会 「人権教育指導者向け学習資料「KARA FULL No.21『テーマ 性的マイノリティと人権』」
（令和 7 年 3 月）
- 遠藤 まめた 「先生と親のための LGBT ガイド もしあなたがカミングアウトされたなら」（平成 28 年 7 月）
- 薬師実芳, 笹原千奈未, 古堂達也, 小川奈津己 「改訂新版 L G B T ってなんだろう？ 自認する性・からだの性・好きになる性・表現する性」（令和元年 5 月）
- 葛西 真記子 「L G B T Q + の児童・生徒・学生への支援」（令和元年 6 月）
- 一般社会法人社会応援ネットワーク 「図解でわかる 14 歳からの L G B T Q +」（令和 3 年 9 月）
- 神谷 悠一 「検証「L G B T 理解増進法」S O G I 差別はどのように論議されたか」（令和 5 年 10 月）
- 日高 庸晴 「子どもの“人生を変える”先生の言葉があります 2021」（令和 5 年 7 月）
- 日高 庸晴 「養護教諭の L G B T Q + への意識や対応経験等に関する調査」（令和 6 年）
- 日本文教出版社ホームページ web マガジン 森実著
 - ・ 「学び！と人権 Vol.19『LGBTQ と SOGIESC (その 1) …基本的概念』」（令和 4 年 12 月）
 - ・ 「学び！と人権 Vol.20『LGBTQ と SOGIESC (その 2) …制度的問題とカミングアウト』」（令和 5 年 3 月）
 - ・ 「学び！と人権 Vol.21『学校におけるカミングアウトと自己開示』」（令和 5 年 4 月）
- 教職員のためのセクシュアルマイノリティサポートブック制作実行委員会
 - ・ 子どもの声から考える「性の多様性」が尊重される学校づくり（令和 4 年 8 月）
 - ・ 教職員のためのセクシュアルマイノリティサポートブック Ver. 4. 3（令和 7 年）

※ 本資料は、これまで配布した資料と併せて、研修資料として継続的に活用してください。



鹿児島県

所 属	名 前